

公用車次世代自動車推進等業務委託 仕様書

I 事業概要

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）及び千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編（計画期間令和 12 年度））に基づく温室効果ガス排出量の計画的な削減と、車両管理業務の効率化・負担軽減を図るために必要な業務を包括的に委託する。

II 事業期間

契約締結日から令和 17 年 3 月 31 日まで

III 事業概要

1 次世代自動車の導入

(1) 車両呼称の定義

- ① 公用車とは、市が所有する車両総称をいう。
- ② 共用車とは、公用車のうち、総務課所管の車両で、不特定の課の職員が公務で使用する車両をいう。
- ③ 配属車とは、公用車のうち、特定課が所管する車両で、特定課の職員が公務で使用する車両をいう。
- ④ 専属車とは、総務課所管の車両で、特別職だけが公務で使用する専用車をいう。

(2) 共用車 47 台のうち、メンテナンスリース（以下「リース」という。）により、軽乗用・軽貨物電気自動車（以下「EV」という。）24 台、普通乗用プラグインハイブリッド車（以下「PHEV」という。）2 台及び小型貨物・普通乗用ハイブリッド車（以下「HV」という。）9 台の合計 35 台を導入する。

なお、年度別の導入台数については、下表のとおりとし、導入時期等については、次世代自動車等導入計画表（別紙 1）参照すること。

（単位：台）

年度 車種	R7	R8	R9	R10	R11	R12 以降	合計
EV	4	0	12	0	5	3	24
PHEV	1	1	0	0	0	0	2
HV	6	2	0	0	0	1	9
合計	11	3	12	0	5	4	35

(参考 単位：台)

	公用車※ 1			
		共用車	配属車	専属車
既存のリース車両	93	46	44	3
購入（備品）車両	6	1	4	1
合計	99	47	48	4

※ 1 水道局、市民病院、消防車両を除く

2 EV 用充電器の設置、維持管理及び運用

EV、PHEV 用の充電器を設置し、充電器の電気使用量が効率的かつ最適な状態とする制御及び適正な維持管理等を行う。

また、地球規模における温室効果ガス排出量の削減を勘案し、千歳市の公用車駐車場（千歳市東雲町 1 丁目 11 番地）に設置する充電器に使用する電力は、再生可能エネルギー 100% のものを導入する。

3 車両管理業務の委託（BPO）・DX 化

公用車における日報管理・ガソリン使用量等の車両管理に従事する千歳市職員の事務負担軽減、運転者の安全運転意識の更なる向上及びコンプライアンスの強化を図るため、車両管理業務を委託（BPO）と DX 化に必要な機器・システム等を導入する。

4 その他

EV、PHEV 車の導入については、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金を、充電器の設置については、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の活用を十分に検討し、この補助金を申請する場合は、必要なサポートを行うこと。

IV 業務詳細

1 次世代自動車の導入

(1) EV、PHEV、HV は、次世代自動車等導入計画表（別紙 1）に基づき、リースで導入し、導入車両のリース期間については、初回契約期間を 5 年、再リース期間は 1 年以上を基本とし、全車の満了日を令和 17 年 3 月 31 日とすること。

(2) 次世代自動車の仕様は、別紙 2 に記載のとおりとする。

ただし、導入予定の車両がモデルチェンジ、生産満了等の諸事情により、別紙 2 を変更せざるを得ない場合については、市と協議を行い、双方が合意した場合、これを変更することができるものとする。

- (3) 次世代自動車導入計画（別紙１）に基づくリース始期の遅延が発生する場合（見込みを含む）は、事前に市に書面で報告し、市と協議を行い必要な対応策を講じること。
- (4) 次世代自動車のメンテナンス工場の所在地は、市内とすること。

2 EV 充電器の設置、維持管理及び運用

- (1) 充電器は、EV 用が千歳市公用車駐車場、PHEV 用が千歳市役所議会棟地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）に設置すること。
- (2) 事業期間中の充電器 1 口あたりの出力は、3Kwh 程度とすること。
- (3) 充電器の設置場所は、最も効率的な場所に設置し、市の承認を得ること。
- (4) 公用車駐車場で充電に使用する充電器の電力は、地球規模における温室効果ガス排出量の削減を勘案し、実質的に再生エネルギー100%が利用できる電力会社（電力プラン）とする。

なお、電力会社との契約は直接千歳市にて行うが、申請に必要な書類作成等については、市を支援すること。

- (5) 充電器の稼働時間帯は、主に土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日の終日、平日の EV、PHEV の駐車中、平日の夜間（概ね 17 時 30 分から翌朝 8 時 45 分まで）を想定すること。

また、EV の 1 日の走行距離数は、10 k m/台から 20 k m/台程度を、PHEV については、1 月あたり 200km/台から 300 k m/台程度を想定すること。

- (6) 充電器の整備に係る分電盤、受電ポール、配線（ハンドホールを含む）等の設備、充電器及び充電器に付属する機器などは、リースの場合は事業期間満了後、市に所有権を譲渡すること。
- (7) 充電に使用した電気使用料は、市が負担する。

3 車両管理業務の委託（BPO）・DX 化

テレマティクスサービス（通信型ドライブレコーダー）、インターネット上で車両情報を管理するシステム（以下「WEB システム」）の導入、及び車両管理業務委託については、契約締結後から導入準備（BPR）を開始し、令和 7 年 10 月 1 日から本格的な運用開始できるよう対応すること。詳細については、以下のとおりとする。

(1) テレマティクスサービス

- ① 次世代自動車等導入計画表（別紙１）に基づき、共用車 47 台のフロントガラスの適正な位置に通信型ドライブレコーダーを設置する。
- ② テレマティクスサービスは、通信費を含んだ金額とし、対象となる 47 台の車両入替に伴う、撤去、設置、運搬等に係る費用は全て受託者の負担とすること。
- ③ 事業期間内に、万が一テレマティクスサービスの提供が困難になった場合、市と協議の上、代替サービスを提供すること。

(2) WEB システムの導入及び車両管理業務委託

- ① 次世代自動車導入計画表（別紙 1）に基づく 95 台の車両の維持管理業務について、車両管理業務のヒアリングを実施し、業務フローを整理、見直し、マニュアルを作成すること。
- ② 車両管理業務の運営に必要な情報を収集・クリーニングし、WEB システムへの移行、更新を行うこと。
- ③ サポートデスク等を設置し、各種問い合わせに応じること。
- ④ 車両管理業務における、運行回数、走行距離、給油量等の各種データの収集、分析を行い、公用車の適正台数・運用方法等の資料を作成し、市に提出すること。

4 特記事項

上記 1 から 3 まで業務に対応する総合窓口を、設置すること。